知財法務の勘所Q&A (第21回)

いわゆる二段併記商標について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士・弁理士 岩瀬 吉和

日本語には、平仮名、片仮名、漢字があり、この他、比較的日常的に欧文字(アルファベット)も使用されており、これらを組み合わせて商標を取得、使用する例は数多くあります。本稿では、これらのうち二種類を組み合わせて二段併記した商標について、近時の裁判例を含め、検討します。

- 二段併記商標を取得するメリットは何ですか?
- **Q2** 二段併記商標を取得するデメリットは何ですか?
- **A2** 二段併記商標を構成する一段表記の商標を使用するのみで、二段併記商標そのものを使用していない場合、不使用を理由に商標の登録が取り消される(商標法50条1項) ことがあり得ます。
- **Q3** 二段併記商標の具体例としては、どのようなものがありますか?
- **A3** 漢字からなる商標とその振り仮名、欧文字からなる商標とそのカタカナ表記等が典型的に見られます。